

150
151
152

乙第

14

和三十一年国一八一四号(原簿東京地方裁判所昭和二十九年(原九〇〇四号)

判 決

東京杉並区下高井戸四丁目八百六十一番地

控 訴 人 堀 本 福 夫

右訴訟代理人弁護士 芦 田 結 志

同 岩 村 権 夫

被 控 訴 人 堀 本 福 夫

右代表者法務大臣 堀 本 福 夫

右指定代理人 法務省公務局付理事

堀 本 福 夫

同 法務事務官 堀 本 福 夫

号證



昭和三十一年四月二十日交付

同 総理府事務官

竹 端

師

右当座者間の当庁昭和三十一年利第一八一四号国家賠償請求
理訴事件につき次のとおり判決する。

主 文

本件理訴を差却する。

当審における控訴人の新たななる予備的請求はいす

れもこれを棄却する。

訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴人訴訟代理人は「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に
対し金百三十二万六千円及びこれに対する利率二十六年九月八

日以迄完済まで年五分の割合による金口を支払うべし。訴訟費用は第一、二審共被訴人の負担とする」との判決を求め、被訴人指定代理人は被訴棄却の判決並びに当審における被訴人の予備的請求棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上並びに法律上の主張は、

被訴人訴訟代理人において「一従前の第一次の請求原因に關する補足説明」(1)被訴人の加害兵士に対する損害賠償請求額の成否について「昭和二十一年五月十五日朝令第二七三号「民事裁判法の特別に關する命令」によつて、日本國民は米軍所属兵士の不法行為による損害賠償請求について日本の裁判所に訴を禁じられていたけれども、この故を以て日本國民の規定に



よる賠償請求権の成立してのものを妨げるものでないのみならず、
 他國右米兵の本國の領内兵による不法行為上の賠償請求権を有
 すべく、結局いずれかの法律によつて、原告人が具體的な損害
 賠償請求権を取得することと當然である。ロ平川条約第十九条
 (a)項によつて放棄された請求権について(1)同項によつて放
 棄された請求権は連合國及びその國民に対する日本國の請求権、
 いわゆる外交保護権のみならず「連合國及びその國民に対する
 日本國及びその國民のすべての請求権」を意味することは又理
 上も明白であり、本件におけるように原告人が連合國米軍兵士
 の職務外の不法行為により蒙つた損害につき、右行為者個人に
 對して有する賠償請求権もこのうちに含まれること勿論である。

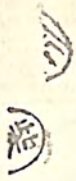
そして原告が日本人の有するこの権利を放棄す
るという条約を締結し、以て原告の権利を消滅せしめたこと
は國內法的には違法であつて、その前に當つた公務員の不
法行為を消滅するものである。つねに前記条約第十九条(4)項
による請求権の放棄が日本國民個人の有する請求権に及ばず、
原告のいわゆる國の有する外交保護権の放棄に止るとして
も、政府は外國に対し個人の受けたよりの被害につき國際法
上認められる外交保護権を行使し、原告の権利を満足させる
べき。法以下國內法にとりて規程的条約上の要請へ例えば財
産権不可侵、基本的人權の尊重の原則一がある以上、かかる條
約の放棄は國內法上違法としてその責任を免れない。以てして



系

みだりにこれら権利を放棄して國民の國內法上一國民法上に対
応する意味において一の権利を侵害することは、敗戦國の立場
での条約締結ではあつても、憲法の趣旨に反するを伴す、却つ
てこれに反しをいことがポツダム宣言、降伏文書の根拠を失
にもかきりものである。二(一)当務における予備的請求原因の追
加(一)日本國は終戦後講和条約締結までポツダム宣言の条項を
違反に履行し、右宣言を実施するための連合國最高司令官の命
する命令指遣の制約の下に置かれたものであるけれども、日本
國政府としては、右降伏文書を實施するための障害とをらない
限り、日本の國內法その他國際的法規慣例を遵守すべきことを
連合國占領軍当局に対し要求する権利があり、且つ要求するこ

とが國民に対する義務でもある。ところで一九〇七年十月十八日ヘーグで調印された陸軍の法規慣例に關する条約に附屬する規則第四十六條によれば、國際法上占領軍は占領地の住民の名譽、財産、生命、自由を尊重し侵害してはならないと規定されているのであつて、石原勳は現在の國際慣行条約でもあるから、日本政府は、國民に対する義務として連合國占領當局またはその村兵に対し日本國民の生命財産を尊重し、これが侵害なきよう周知徹底せしめることを要求し、また自由の神聖關係の職員をして連合國兵士が前記条約慣行を遵守し、日本國民の生命財産を侵害しないよう警戒態勢をとらしめ、右し侵害のおそれのある場合には、これを防止するよう指令措置すべきであつた。



しかるに連合軍占領軍の駐留が行われた昭和二十年九月以降本
 件被害行為発生前当時（昭和二十一年十一月二十六日）までの日
 本政府権代表者（内閣総理大臣久邇宮成彦王（20・9・21
 20・9・9）、同格原喜重郎（20・10・9 1 21・5・22）、同
 吉田茂（21・5・22 1 22・5・24）は連合軍当局をたゞその對
 兵に對し、又は自國の海軍機員に對し、前叙措置をとることな
 く、むしろこれを放棄していたのである。若し適切な措置が
 とられていたならば、本件被害も発生せずにとんだといふべく
 明ら押赤人に対する米軍兵士の加害行為は、日本國政府の國民
 に對する前示保護義務違反の不作為の結果招来したものであつ
 て、この日本政府の不作為は公務員たる政府当局者がその職務

(F)

を行ひにつき申した故意をたす損失によるものといふべきであ
 る。よつて原告人等が被告に對し憲法第六十七條、國家賠償
 法にもとずき損害の賠償を求めらる。一以上第三條の請求原因一
 2) またもし平和条約第十九條(4)項において日本國民(學外人を
 も含めて)の連合國民に對するすべての請求権を放棄したこと
 が、「公共の利益」に必要であつたとすれば、石炭業により、
 控訴人の損失加得兵士に對する賠償請求権を喪失せしめたこと
 になるから、憲法第二十九條にもとずき被告控訴人團に對しその
 損失の賠償を求めらる。尤も石平和条約にも日本國內法にもこの
 點に關する損失補償に對しての規定法の定めはないけれども、
 その故を以て別に賠償の責任がないと辨すべきでない。



二十九条第三項は立法の指針を規定したに止らず、それ自体実定法としての性質をもつものである。仮りに賠償に關する実定法が存在しないとしても正義衡平の原理にしたがい法律上國に於いてこれが損失補償をなすべき法上の義務がある（以上第
四次請求原因一。）と述べ、

被擄取人國指定代理人に於いて「(一)従前の請求原因に對する答弁の不足説明」(四)被擄取人の加害兵士またはその所属本國に對する損害賠償請求權の成否について「(1)本件加害行為發生當時我が國は聯合軍により占領せられ、わが兵士主權は聯合國占領軍兵士に及ばず、日本民法の不法行為に關する規定は占領軍兵士に適用されなかつたものであるから、被擄取人は直接日本民

法に基すく損害賠償請求権を行使するものでない。のみならず
被害人の自認する如く石加害米軍兵士の住所氏名が不明なと
ころよりして対日平和条約発効當時は勿論現在においても原告
人の加害兵士個人に対する損害賠償請求権の行使は日本国内法
上もその所属本國の国内法上も不可能の状態にあるものである。
② 国際法違反行為によつて発生した被害人の本件被害に対し加
害兵士の本國たる米國が国際法上責任を負うべきかについては
論議の分れるところであるが、仮りに賠償金をとるにしても国
際法違反の行為によつて被害を蒙つた個人は、個人の出訴を認
める国際裁判所制度の認められない現状において、結局中手
間の国内法上の争訟手段を盡して相手國政府を被告として損害



賠償の請求をせざるを待たないわけであり、しかも本邦の場合那
 軍兵士の所屬本國たる本國內法上國家公務員の職務外の不法行
 為について我が國が賠償責任を負う趣旨の國內法は存在しないから
 結局本件侵害行為により被害人は加害者の身する限りにして
 も賠償請求権を有しない。引可條法上、所屬國民の^身が他國
 の政府ないしその所屬國民により違法に侵害せられた場合、当
 該國は相手國に對しいわゆる外交保護權の行使として被害者に
 對する損害の賠償を請求し、或は、被害者に對して、相手國の
 國家機關がその國の國內法上一般に認められている保護又は救
 済を与ふるように請求することができるとが、この權利は当該國
 民のみが有する國際法上の權利であり、この權利を行使するか

どりかはその國家の自由であつて、被害者たる國民に於いて外
交保護權の行使を本國政府に要求する權利は國際法上も國內法
上も存在しない。従つて條記の如く平和條約によつて日本國が
この外交保護權を放棄しても、原告人に対する權利の侵害にはな
らない。和平和條約第十九條(4)項によつて放棄された請求權に
ついて、右條項によつて放棄された請求權は日本國が國際法上
外國に對して有する明示的或いは暗示的の外交保護權に關するものであ
り、被害者たる日本國民個人が本國政府を責じないで、これと
は獨立して直接に賠償を求め、國際法上の請求權或は私法上一
國內法上の損害賠償請求權の類を以てこれを言まないと併すべ
きである。即ち被害者の權利は本國國民のもつ權利でないから、

東京高等法院判決

國家が外國との条約によつてどんな約束をしようとするによつて、
て、且つに個人がこの權利を失ひ結果を生ずるものでない。尤も
日本國がその國民の都合及びその國民に対して個人の請求權
を行使することを禁止するため必要な立法的及び行政的措置を
とることを該合則に対して約束すること、
であるが、對日平和条約は請求權の放棄事項を規定するに止り、
イタリヤその他五ヶ國の平和条約に規定せられていふような請
求權の消滅事項と共に補償事項を何等規定してゐないのである
から、右平和条約第十九條により個人の請求權が消滅したもの
と論断することは困難であり、また個人の請求權行使を禁止す
る約束をしたものとも解することはできない。以平和条約の條

憲法に公権力の行使をなす由を認められたるに於て平和条約が憲法に抵触するため、これを締結できないとせば、平和を
行ふことが不能となり、その結果國家が滅亡するか、或は少くとも獨立したる地位を喪失することにもなるので、平和条約に
ついては、たゞい形式上憲法の根柢ありとするも、或は革命の
場合と同様一つの既成事實として或は所々の他の國家機關はこ
れを認めねばならないとされ、或は國家非常の事態から、戦時
にあつては必要上条約締結は憲法に拘束されないとされ、或
はまた國際法條約を適用して平和條約が憲法上の公権力に對
して一つの優先力をもつものとされてきた。対日平和條約締結
に際しての改定日本國の立場も右の先例と異なることなく、

石平相案約はボツダム宣言を文指して無條件降伏をした日本國
がその獨立を回復するため「強制されて決して」
あるので、その内容において日本國憲法に保護する國民の權利
に消滅を來たす事項が規定されているとしても、平和條約の
執行を目的として日本國憲法以下の國內法規に依らし憲法をも
のと斬ることばできない。□一 原告人の當ておける予備的
請求原因に対する答弁一(1) 本件の前後を同じ日本國政府は連合
軍將兵が日本國民に対し侵襲行為をしないよう理合軍當局に警
戒されたい旨要求をくりかえし、且また、目撃警察職員に対し、
かかる侵襲行為を防止するため警告をつくしたのであつて、
原告人主張のよりにこれを放置していた事実はない。のみなら

す從訴人主張の内閣総理大臣の國民に対する保護義務は、いわゆる政治上の義務に過ぎず、個々の國民の権利に對比した法律上の義務ということではなきないから、右義務の違反を理由に法律上の不法行為を主張することは許されない。ところで内閣の首長であり且總理府の事務管理者である内閣総理大臣の法律上の義務権能並びに職務については憲法、内閣法、行政組織法、總理府設置法、等に詳細規定されているか、いすれにしても抑訴人主張のような一般的抽象的な國民に対する保護義務というよりなものに、右の内閣総理大臣の権能、義務の概念から紅なれた、いわゆる政治上の義務をもつて止るものである。本件において占領地に対し如何なる方法で如何なる保護を



抑人主権のよりの要求をなすべきか、又占領軍三人の違法行為に對し如何なる態度でこれを防止すべきかを第一の要點な方針は、殊に國の外交をいし政府同視としてこの地位が與せらるべき性質のもので、その可否については内閣が國會に對し責任を負うことと紅あれ、それ以上に同々の國民から上不作為に因る不法行為として賠償請求責任を追求せらるべきは國會のものでない。引取りに平和條約により抑人主権の主張する如くすべての請求權が消滅し、或は少くとも外交保護權の放棄により連合國が抑人主権の本件米軍將兵の加害行為に對する賠償請求權をどう処理しようとも然るの義務を負うことを約束したものとされ、このことが更に進んで日本國憲法の保障する抑人主権の財産權を



否認したことになるとしても、かくの如き平和条約の締結は公益のための情状であり、正当性の認められるものであるから補償の問題が生ずるであらうが、被控訴人側においては「占領期間中における進駐軍による暴行のため被害を受けた者に対する見舞金支給措置」により昭和二十二年十一月七日第二三、七三〇円、昭和二十四年七月十九日金六八、〇一〇円、計金九一、七四〇円の見舞金を支給しているので、石克雄金は「見舞金額に算入せらるべきものであり、しかも被控訴人の請求は、戦争被害補償の現況、わが国経済力の状況を基として、被控訴人に対する補償は石見舞金を以て正当なる賠償と認むべきである。」と述べた外は原判決事案指示と同一であるからこれをここに引用する。

裁判所

東京高等裁判所

証憑として訴訟人訴訟代理人は甲第一ないし甲七号証を提出し、当該訴訟人高野雄一の号証の原本を提出し、乙八号証の成立を認め、その余の乙号各証の原本の存在及びその成立を認め、訴訟人訴訟代理人は乙第一ないし乙三号証、乙四号証のいずれも、乙五号証のいずれも、乙六、乙七号証の各一ないし三、乙八号証を提出し、甲第三、第四号証の成立につき不利を以て答え、甲七号証の原本の存在及びその成立並びにその余の甲号各証の成立を認めた。

理 由

昭和二十一年十一月二十六日午後八時三十分山東京部杉並区下高井戸四丁目九百二十二番地前の道路上で原告が専合園占

領地である本州軍艦所長の兵士（氏名不詳）二名から控訴人主張のよりの不法なる加害行為を受け被害を受けたことは当事者間に争かない。

一 控訴人の前記加害兵士等に対する不法行為にもとづく損害賠償請求権の成否、

ところで連合軍軍隊が日本に無条件降参の効に至るまでの間における占領の過程において、日本国民が連合軍所爲兵士の不法なる加害行為によつて蒙つた損害につき、國際法上また江國內法上連合軍をいし加害兵士個人が如何なる責任を負うやの問題を生ずるのであるか、控訴人の主張自体によつて明らかなる如く前記氏名不詳の本軍兵士の加害行為は、その

裁判執行外の行為であるところから、持分人の本訴請求も控
訴人の右加害兵士個人に対する損害賠償請求権の成立を前提
とするものであるから、前者のうちその兵士の所属する連合隊
自身の責任はしばらく待たせ、後者即ち加害兵士個人の際限人
に対する責任について考えらる。

連合隊占領地の維持後講和条約の締結に至るまでの間にお
ける占領の過程においては、一九四六年二月二十六日附の「
民事裁判権の行使に関する電書」にもとづき定められた民事
二十一年五月十五日判令第五二七三号「民事裁判権の行使に關
する判令」により連合隊直隊に附屬し又は附隨する連合隊人
または団体に対しては日本の民事裁判権の行使は排除されて

いたのであるが、かかる裁判権行使排除の效を以て直ちに日本国内法にもとすく不法行為の成立を否定することは困難であるのみならず、仮りに被控訴人王張の如く石占領期間中はわが領土主權はこれらの者に及ばず日本國法の適用がないとしても、その加害兵士の所屬する本國の法律にもとすいて被害者たる日本國民が加害兵士個人に対し訴訟を提起することは認められねばならない。しかし實際上占領地たる日本國內にそうした賠償事件を処理するための連合國の特別裁判所が設置されなかつたのであるから、かかる訴訟は連合國の本國の裁判所に提起しなればならず、訴訟手続その他のの上で（殊に本件においては加害兵士の氏名は不詳であるといふので

ある一處めて困難ではあり、且つ本件では前示の如く加害者の氏名不詳であつて前示加害行為が加害者所属の如何なる国内法域にもとずいて不法行為を構成するか具体的に立証されていないけれども、今日の文明国における法域念よりすれば、加害者所属の米本国法においても不法行為を構成するものと解すべきは疑を容れない。以上いづれかの国内法上加害者たる控訴人は加害者たる米軍兵士個人に対しその権利實現の困難性はともかく、理論上不法行為上の損害賠償請求権を取得することはできない。

二 昭和二十六年九月八日締結された対日平和条約第十九条(四)

項の解釈一帯に被害者たる日本国民個人の連合は国民個人に

對して有する請求權の關係において一私人は右項後段に
よつて「日本國は……連合國及びその國民に対する日本國
及びその國民のすべての請求權」を放棄した結果、本件被害
人の前示加害兵士個人に対する損害賠償請求權を消滅せしめ
たと主張するに對し、被被害人はこれによつて放棄された請
求權は、日本國自身が國際法上外國に對して有する權利、い
わゆる外交保護權に關するものであり、被害者たる日本國民
個人が直接連合國をいしその所屬國民に對して有する私法上
の損害賠償請求權の如きは含まれず、本來所有の權利は國家
のもつ權利でないから、國家が外國との条約によつてどんな
約束をしようとしてそれによつて直接に個人が權利を失う結果を

生ずるものでないと抗争するのでこの点につき考察をすすめる。

平和条約第十九条(四)項中特に当國の問題と関連ある後段の規定によれば、日本は終戦後連合國軍隊の存在……行動から発生したすべての請求権を放棄したことになる。そして右後段の規定は請求権の種類性質を明示してはいないか、前段との関連からみて、それが「連合國及びその国民に対する日本國及びその国民のすべての請求権」を意味するものと解するのが相当である。即ちこの条項(四)において日本國の國權法上の請求権(一)等が私人主張のいわゆる外交保護権を含めて一を放棄すれば、國民の保護をも含めて日本國として連合國に



何事の請求権をもたないこととなるので、與國的に於て是れで足
りゝと思われるが、たゞかかる表現は、行ては國內法上一日本
國內法上をた連合國民の所爲する本國の國內法上一國民の請
求権が独自のものとしてのこゝる可能性が理論的にも實際的に
もあるので、そのような國民の請求権をも一並して放棄する
ことを「日本國及びその國民のすべての請求権」と表示する
ことによつて、はつきりさせたものと解する。尤も対日平和
條約ではイタリヤ等五ヶ國と連合國との平和條約における如
く、請求権の消滅事項と共に補償事項を定めていないけれど、
も、このことから特に糾異に解すべき根據とならない。茲に
前示第十九條(四)項の解釈として、且に日本國がその國民の受け

た。憲法につき外交的保護のかたちで連合國に保護を提出することを放棄したもの、被保護人のいわゆる日本國のもつ外交保護の放棄のみと解すべきでなく、連合國をいしその國民に對する日本國民の國內法上の請求權をも含めて放棄したものと解すべきであるが、それは國際法の主權としての國家間ち日本國と連合國間の權利義務關係としてのことであるから、被保護人も主張する如く國民個人の請求權の如き本来國家のもつ權利でないから直接放棄の対象とならない。結局この點に關する右條項の趣旨は「日本國は連合國に對して日本の國民が連合國の國內法上または日本國內上連合國民に對して認められるかも知れぬ請求權を否認されてもよいことを約

束した」ことを意味するに帰着する。従つて連合国としてはこの規定がなければ、その国内法上認められるかも知れない日本國民の連合国またはその國民に対する請求権を否認することか、日本國に対する關係で國際法上適法にできることをな。この場合連合國がその否認をいかなる範圍で行うかはその國の国内法上の問題であり、國によつてはこの平和條約の規定にそのまま国内法的効力を認めて直ちに否認の国内的効果を發生させる制度のところもあるうし、國によつては特別を立法措置をとる制度の國もあるうか、いすれにしても日本國民は連合國國民個人に対し權利としてこの種賠償請求を要求することができなくなり、それによつて連合國の国内法上

の權利を失ひ結果となるであらう。なほ前述の如く右の如く日本國は日本國民がその國內法上連合國人に対して認められるかもしれない請求權を放棄することを連合國に対して約束したと解する限り、この約束が日本の國內法上どのような效力をもち、施され（条約の國內的効力の問題）、どのような效力をもつかは（海軍の問題等）日本國憲法以下の國內法上いろいろの問題はあらうが、既に前示条項の結果として結局日本國民は連合國人に対するその所屬本國の國內法上の請求權を失つたものであること前説示のとおりである以上この問題に關する判断を詳論することを避けるが、一若し被控訴人主張の如く占領期間中に發生した本件加害行為につき被控訴人は右加害兵士

個人に対し日本国内法による不法行為上の損害賠償請求権を
当初から取得しないとの見解に立つときは、この問題に対す
る検討は不要に帰する。ここでは日本国内法上も、約はその
公布と共に国内的効力を生じ、従つて特別を國內立法指圖を
とらなくても前叙と同一理由により原告人は日本国内法上も
加害兵士に対する本件加害行為による損害賠償請求権を失つ
たものと言ひを妨げないと言言するに止める。

一やうたとすれば前条約第十九条(四)項において放棄された
請求権は日本側が國家として有するいわゆる外交保護権のみ
であるとの前提の下にこの外交保護権の放棄が日本国民個人
の適合國民に対して有する請求権そのものには、直接何もの

消長を及ぼすものでないとの主張は、原告の主張については最早論議の要を見ないし、またこれに対する被告の反論（前掲事實補充中）被告の主張（下の口）についても同様である。

三 対日平和条約中補償第十九条(4)項の締結は、日本国憲法第十九条にもとづく國家賠償法第一条にいう憲法を公権力の行使にあたるか。一原告の第一次の請求一

上來説示した如く原告対日平和条約第十九条(4)項によつて原告の原告の請求加害米軍兵士個人に対する賠償請求権を喪失せしめる結果となつたと解する以上、原告が本訴（第一次の請求原因として主張する如く、右条項の締結が國家賠償法第一条にいう憲法を公権力の行使にあたるか）どうかについて判断

をすすめる。

凡そ國際法の歴史において敗戦國が戦勝國の國民が戦争によつて蒙つた損害の賠償請求權を認めつつも、自國民の同種の權利を放棄する旨を平和條約で約束することは例の多いことであり一つの國際慣行であるともいえる。殊に今次の対日平和條約は、わが國がポツダム宣言を受諾して無條件降伏をなし、慘酷たる敗戦の結果、その獨立を回復するため締結したものであつて、戦勝國たる連合國が右停和條約において第十九條の規定を要求し、日本全權がこれを採れたのはまことに己むを得ない所であつたといふべく、遺憾の事情は成立に争のない乙斐西考証の一、二によつてもこれを窺ひ得ること



ができる。従つて右第十九条(四)項の規定が内容において日本
國憲法の保護する國民の權利に消長をきたす結果となつても、
右平和条約の締結行為を以て日本國憲法以下の國內法規に
照らし憲法不当なものと断することはいできず、もとより日本
全權團ないし日本政府が同条約第十九条に同意したことを以
て、憲法を公權力の行使にあたらなないといふべきである。即
ち訴人の第一次の請求は理由がない。

四 保証債務の履行を前提とする原告人の第二次の予付的請求
について、

原告人は更に昭和二十二年一月四日の閣議決定「進駐軍事
故のため被害を受けた者に対する見舞金に關する件」にもと



する被控訴人が同月二月十一日附控訴人の本訴に答へる申辯を受理したことを以て、原告側の訴償を倍につき、謝が保証したものであると主張するか、この点に對する当裁判所の見解は、原判決理由書に説示するところと同一であるからこれをここに引用し、石炭地契約の成立を前提とする請求は理由のないものと判断する。

五 控訴人主張の日本政府代表者たる内閣総理大臣の不作為による國民に對する保護義務違反を前提とする請求（当條で追加せられた第三次の予備的請求）について、

凡そ占領地と雖も占領地の住民の名譽、身譽、財産を侵し、侵害してはならないことは、公法上ないし國際公法上

でもあるから、日本国が連合軍に占領されていた間でも、日本国政府として紅蓮合軍当局に対し本件のような不祥事の発生を未然に防止するための適当な方法を以て要求をすることができ、この要求をなすこと及び目的を以て要求をすることも、實に被爆者を以て憂むより指図し、以て國民の生存財産を保護することは一般國民に対する義務でもあり。しかし控訴人主張の政府の首長たる内閣総理大臣の責任に対するこの保護義務は、いわゆる政府上世系上の責任をもつて止るもので、個々の國民の權利に對した法律上の義務といふこととはできない。本件において政府が占領軍に対し如何なる方法で、如何なる程度に控訴人主張のような要求をなすべきか、

また占領軍將兵の違法行為に対し如何なる態度でこれを防止すべきか等、一時的な方針は、専ら内政の外交ないしは内政と同様としてその是非が論ぜらるべき性質のもので、その可否については内閣が国会に対し政治上の責任を負うことと認められ、それ以上に被害を受けた個々の国民から不作為による法廷上の義務違反として罰又は賠償法による不法行為上の賠償義務を追求せらるべき筋合はないといわねばならない。況んや政府当局者が本件のような連合軍兵士の侵害行為の発生を未然に防止するため、何等の措置をとらず、突然これを放置して顧みなかつたという点については、これを認むべき立証もなく、却つて成立に争のない乙の一方に於ては、政府は占領軍当局

同との交渉その他においてかかる種類の給仕を中止するため
終始給仕の努力を重ねたけれども、不幸本件外は多不詳具の
給仕を見るに三つた性質を通知することかであるから、いず
れの点からしても給仕人の石請求は理由がない。

六 給仕人主張の損失補償の請求（一審で止めせられた重出次
の予備的請求）について、

給仕人は明示対日平和案附則十九条（四）項に日本が同意し
たことが、若し公共のため必要であつたとすれば、右条の
附則の結果明示被害兵士に対する不法行為による損害賠償
権を喪失せしめられた給仕人としては、日本は憲法第二十九
条第三項により損失の補償を求める旨主張する。

この点に就しては上記三に提示したところをここに引用し、
右と同一理由で敗戦という特別の事情によつて締結せられた
対日平和条約第十九条(4)項により、個々の国民の権利が侵害
される結果となつても、日本国憲法第二十九條三項により、
当然に同様に補償の法律上の義務を生ずるものでないと考え
るのみならず、さきにも一言した如く対日平和条約第十九条
にはイタリヤ等五ヶ國の平和条約における如く「請求權の消
滅」条項の外に日本國としてその国民に対する「補償条項」
を定めていないのであるから、右条約の公布が且ちに国内的
効力を生じると解しても、別に補償に關する国内的立法措置
をとらない限り、具体的にこれが補償を請求するに足らざる



ものといわねばならない。そして石見銀の貸付、借入の経過
 如何は同様の事情の下に審判された半額金の下(4)の
 の日本国民の在外資産の処分等に関する事項とも関連して、
 今後の立法政策の調査として解決する外はないであろう。こ
 の点に關し、破産人主張の如く破産人が「占領期間中におけ
 る進駐軍による事故のため被害を受けた者に対する見舞金支
 給措置」により圖からその主張のような見舞金の支給を受け
 たことは、破産人の明らかなに争わないところであつて、賠償
 に關し何等の異定法の定めのない現在においては石見銀金以
 外に民法第五二十九条を理由として財産権侵害等にもとづく正当
 な賠償を求める破産人の請求も許容できない。

よつて剩余の争点に關する判断を待つまでもなく、原告人の
一審以來主張してきた本訴第一次及び第二次の請求を却却し
た原判決は相当であるから、民事訴訟法第三百八十四条に照り
本件控訴を棄却すべく、当審で新たに追加した第三次及び第四
次の予備的請求はいずれも失当としてこれを棄却すべきものと
し、控訴費用の負担につき民法第九十五条、第九十九条を適用
して主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第一民事部

裁判長判事

堀

川

吉

右は正本である

昭和三年四月十一日

東京高等裁判所第

裁判所書記官

平島 庄太郎

右正写しました。

指定代理人

南

柴田



昇

